「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の改定案及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」の改定案に対する意見

2019 年 11 月 一般社団法人新経済連盟

標記について、以下のとおり意見を提出いたします。

今回の提案は、以下の点で疑義があり、極めて慎重に検討をすべきものと考える。

1. 企業結合審査の手続に関する対応方針 (新旧対照表 P.3-5 「(2)対価の総額が大きい企業結合計画 | 以下)

【意見①】

○今回の提案は、独占禁止法の届出基準に該当しないものでも、事実上企業に相談を強制するものであり、不適切である。また、事前相談がない場合に公正取引委員会が企業側に資料等の提出を求めるということ自体について、具体的な法令上の根拠が不明確であり、問題である。したがって、そもそも提案自体をその点で再考すべきである。

【理由】

- (1) 企業結合計画については、独占禁止法第10条第2項(同条第5項の規定によりみなして適用する場合を含む。),第15条第2項,第15条の2第2項及び第3項,第15条の3第2項並びに第16条第2項の規定に基づき、一定の基準を満たす場合には公正取引委員会への事前届出が義務付けられている。そして、当該届出を行う前に、公正取引委員会に対し、届出前相談を行うことができるとされている。
- (2) 一方、今回の企業結合手続対応方針の改定案では、「届出不要企業結合計画について, (中略) 当委員会に<u>相談することが望まれる。</u>」としながら、「当該当事会社から相談がない場合には,当委員会は当該当事会社に別添の資料等の提出を求め,企業結合審査を行う。」とされている。
- (3) 上記の提案の内容は、独占禁止法の届出基準に該当しないものでも、事実上企業に相談を強制するものと言わざるを得ず、対応義務を法律以外で事実上課すという意味で行政法の観点から問題である。事前相談がない場合に公正取引委員会が企業側に

資料等の提出を求めること自体について、具体的な法令上の根拠も不明確であり、問題である。

【意見②】

○公正取引委員会に相談することが望まれる場合としては対象範囲が極めて広範であ り、事業者の予見可能性とイノベーションの促進の観点から再考を求める。

【理由】

- (1)「公正取引委員会に相談することが望まれる場合」について、改定案では、買収に係る対価の総額が400億円を超えると見込まれ、かつ、①被買収会社の事業拠点や研究開発拠点等が国内に所在する場合、②被買収会社が日本語のウェブサイトを開設したり(※),日本語のパンフレットを用いるなど,国内の需要者を対象に営業活動を行っている場合、③被買収会社の国内売上高合計額が1億円を超える場合、のいずれかを満たすこと、とされている。
- (2)しかし、この基準つまり、上記①-③のハードルは極めて低いために、相談対象の範囲となる射程範囲が極めて幅広くなる。この提案のままでは、買収に係る対価の総額が400億円を超えるものはほぼ実質的に全て該当することになってしまう。

(※)例えば、特に、②については被買収会社のウェブサイトが日本語訳されたサイトがあれば、それも該当してしまうのか等、過度に広範な解釈を招きかねないという点は極めて問題である。

- (3)独禁法第10条第1項、第15条第1項、第15条の2第1項,第15条の3第1項並びに第16条第1項は概括的な規定になっているが、届出義務の基準を満たす案件のほか、実際にどのような案件が審査対象となるか予見可能性を高めるため、企業結合ガイドラインが存在するものと理解される。しかし、上記のとおり、買収に係る対価の総額が400億円を超える案件がほぼすべて審査の対象となるのだとすると、企業結合ガイドラインの存在趣旨を没却させ、企業側の予見可能性を著しく損なう。
 - (4) 改定案のハードルは過度に低いものであり、「公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにする」独占禁止法の目的を損なう。成長戦略の考え方にも沿って、真に日本市場の競争を真に阻害する蓋然性が高いものに限定するべきである。
- 2. 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針(新旧対照表 P.41 第二段落「なお、データが…」以下)

【意見】

○競争の実質的制限の考慮要素としての対象範囲の外延が不明確であり事業者に予見可能性が低く萎縮効果が大きいだけでなく、データ活用によるイノベーションの振興と逆行することになる可能性もあり、そういう事態にならないよう、文言を限定・修正することを含めて再考するべきである。

【理由】

- (1) 該当箇所は、競争の実質的制限の考慮要素として、①データが市場において取引され得るような場合に、②競争上重要なデータを有する川上市場の事業者(A社)と当該データを活用してサービス等を提供する事業者(B社)が垂直型企業結合を行うことにより、③データの供給拒否等が行われ、川下市場の市場の閉鎖性・排他性が生じる場合があることを前提とし、データの投入物閉鎖を行う能力があるかを検討することとされている。しかしながら、このような記載は、過度に事業者のデータ利活用を妨げかねないことから、より範囲を限定した記載にとどめるべきである。
- (2) すなわち、該当箇所は、検討対象となるデータを「取引され<u>得る</u>ような」データとし、現に有償取引がなされているデータのみならず、市場価値をもつデータ全般を広く対象に含めている。(一方、「改訂案の概要」では「データが市場で取引<u>されている</u>場合の他社へのデータ提供拒否」とされている。)
- (3) また、当該データに起因する競争の実質的制限の根拠として③「データの供給拒否等」が挙げられているが、かかる供給拒否の範囲は特に示されていない。したがって、文言上、従来 A 社が B 社の競争者に開示していたものを、企業結合を契機に不開示とするいわば「積極的な不開示」のみならず、企業結合を契機に、B 社が、従前 A 社が不開示としていたデータ(以下「不開示データ」と言う)を含め、A 社の全データを利活用できるようになった際に、当該不開示データを引き続き B 社の競争者に開示しない、いわば「消極的な不開示」をも含めて読むことができる。
- (4) さらに、上記の解釈を合わせて考えると、有償取引実績の如何を問わず市場価値のあるデータを保有する企業を取得する際には、取得を機に従来不開示であったデータを開示するのがスタンダードであるという扱いを強制されることともなりかねない。これでは、データを保有する企業を取得する際の予測可能性や経済合理性が著しく損なわれ、公正な競争の実現とは全く異なる文脈での不経済が生じる結果になると思われる。また、データ利活用による第4次産業革命への対応という政府の成長戦略にも逆行しかねないので問題が大きい。

(5) 少なくとも、公正取引委員会として上記「積極的な不開示」のみならず「消極的な不開示」を含めて企業結合規制の対象とすべきと考えているのであれば、その根拠を具体的に説明したうえで関係者間で十分に議論をする必要があると考える。また、「消極的な不開示」を含めないということであれば、規制の対象として想定しているのが「積極的な不開示」に限定される旨を一義的に理解できる文言に少なくとも改めるべきである。その他悪影響が起きないように全体を再考すべきである。

以上